

質問項番	区分	質問内容	回答
1	届出	平成27年3月25日時点において、様式等が示されていないが、平成27年4月1日までに提出しなければならないか？	平成27年4月10日（金）までに郵送でご提出ください。
2	届出	加算が全くない場合でも、体制届の提出は必要か？	加算がない場合は、届出書の提出は不要です。
3	算定	サービス提供体制強化加算と日常継続支援加算について、同時に算定することは可能か？	サービス提供体制強化加算と日常継続支援加算は、同時に算定することができないので、状況が変わる都度、体制届の提出が必要になります。
4	その他	平成27年度介護報酬改定説明会に参加できなかったので、説明会で配布資料がほしい。	各区役所高齢介護課で配布しています。資料がなくなり次第配布を終了いたします。数に限りがございますのでご了承ください。
5	届出	処遇改善加算Ⅰを算定したい。体制届の提出は必要か？	体制届の提出が必要になります。
6	届出	処遇改善加算に伴う申請書類は、いつまでに提出すればいいか？	計画書（案）を平成27年4月15日（水）までに、計画書を平成27年4月30日（木）までに郵送でご提出ください。
7	届出	特定事業所集中加算Ⅱを算定している。4月から継続して加算Ⅱを算定する場合、届出書の提出は必要か？	旧加算Ⅱ（報酬改定前）と新加算Ⅱ（平成27年4月1日以降）は、算定要件が違うため届出が必要になります。
8	算定	看護体制強化加算要件の総数とはなにか？	実利用者の数となります。（国のQ&Aに基づき回答を修正します。）
9	届出	サービス体制強化加算について、勤務形態一覧表は何月分を提出するのか？	加算算定開始月分を提出してください。
10	届出	現在、同一建物減算に該当しており、平成27年4月以降も該当する。新たに届出書の提出が必要か？	届出書の提出は不要です。
11	算定	サービス提供強化加算Ⅰを算定している。平成27年4月以降はⅠロを算定するのか？	平成27年4月以降はⅠロを算定してください。
12	算定	特定事業所加算（訪問介護）について、障害施設との併設施設の場合、障害施設の職員を人員に含めていいか？	合算して構いません。

質問項番	区分	質問内容	回答
13	届出	処遇改善加算について、加算ⅠからⅡに変更するが、計画書の提出は必要か？	計画書は毎年ご提出ください。
14	その他	介護予防・日常生活支援総合事業に係るみなし指定の不要の申出書を提出する必要はあるか？	介護予防・日常生活支援総合事業を実施しない場合は、ご提出ください。
15	その他	制度改正により、利用者と改めて契約する必要があるか？	改めて契約する必要はないですが、利用料の変更については書面による同意が必要です。
16	届出	介護人材派遣業の場合、届出書類の作成及び提出は派遣先が行うのか、派遣元が行うのか？	加算の届出は、指定介護保険事業者が行います。 よって、派遣職員を受け入れている派遣先が行うものです。
17	届出	処遇改善の更新の届出について、様式に記載する異動区分は「新規」でよいか？	異動区分は「変更」と記載してください。
18	届出	入浴加算と送迎減算を算定している。今後変更がない場合、体制届出の提出は必要か？	質問項番2の回答をご参照ください。
19	届出	届出書は新しい様式を使用しなければならないか？	さいたま市が平成27年3月27日以降にホームページに登載した様式を使用してください。
20	届出	勤続3年以上の加算の届出に必要な経歴書について、指定様式はあるか？	経歴書の添付は必要ありません。 勤務一覧表に就業開始日を記入の上、各月末の勤続年数が分かるようにしてください。
21	その他	届出様式等はどこからダウンロードできるか？	さいたま市のホームページからダウンロードできます。 介護給付費の算定に係る体制等状況一覧表等 http://www.city.saitama.jp/005/001/018/002/p019440.html
22	その他	埼玉県の届出様式を使用してよいか？	さいたま市のホームページからダウンロードして使用してください。 介護給付費の算定に係る体制等状況一覧表等 http://www.city.saitama.jp/005/001/018/002/p019440.html
23	届出	サービス提供強化加算の算定に必要な書類はなにか？	添付書類一覧を参考にしてください。
24	届出	現在、栄養マネジメント加算を算定しているが、平成27年4月以降も算定する場合、体制届を提出する必要があるか。	要件に変更のない加算を引き続き算定する場合は、提出不要です。

質問項番	区分	質問内容	回答
25	届出	サービス付き高齢者住宅は、どの届出様式を使用すればいいのか？	特定施設入居者生活介護を提供されている場合は、特定施設入居者生活介護に係る届出様式を使用してください。
26	その他	短期入所生活介護のユニットリーダーが平成27年3月31日で退職した。4月からは従来型で算定するのか？	基準に満たなくなった日の属する月の翌々月から減算が適用になります。
27	届出	別紙2（体制届）を出す必要があるか？	別紙2（体制届）と別紙1（体制等状況一覧）をご提出ください。
28	届出	体制加算（Ⅱ）と処遇改善加算（Ⅰ）の届出日が違うが、体制等状況一覧も別々に提出するのか？	お手数をおかけしますが、それぞれに添付しご提出ください。
29	届出	報酬改定の届出書は正本・副本を提出する必要があるか？	正本・副本と返信用封筒を郵送してください。
30	届出	訪問看護の看護体制強化加算を取らなくても、届出書を提出する必要があるか？	新しく設けられた加算を取らない場合は、提出不要です。
31	届出	休止中のサービスについても、届出書を提出する必要があるか？	休止中の事業所については、提出不要です。
32	届出	地域区分の変更に伴い、届出書を提出する必要があるか？	さいたま市の地域区分は、4級地のままなので、提出不要です。
33	届出	別紙2は、加算の項目ごとに添付する必要があるか？	「別紙2 体制等に関する届出書」及び「別紙3-2体制等に関する進達書」は、事業所ごとに作成し、「別紙1体制等状況一覧」の該当する部分と加算に必要な書類を添付してください。
34	届出	予防通所介護の事業所評価加算に添付する書類は何か？	事業所評価加算の添付資料はありません。
35	届出	他市町村の届出様式を使用してよいのか？	質問項番22の回答を参照ください。
36	算定	合格証書を資格証に変えて特定事業者加算が算定できるか？	資格証が必要です。 合格証では算定できません。

質問項番	区分	質問内容	回答
37	届出	処遇改善加算を変更するが、体制等状況一覧を提出する必要があるか？	体制等状況一覧表を提出する必要があります。
38	届出	加算の「あり・なし」について、「なし」の場合は未記載（空白）でよいか？	「なし」に○をつけてください。
39	その他	処遇改善加算について、加算した額を研修費や職員の駐車場料金等に充ててもよいか？	加算額は、「介護職員の賃金（退職手当を除く。）」に充てるものです。研修費や駐車場料金等には充てられません。